

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録

令和3年4月

一般廃棄物最終処分場名： 東部最終処分場

維持管理の状況

1 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

- | | | |
|----------|--------|----|
| (1) 埋立ごみ | 35.40 | トン |
| (2) 破碎残渣 | 169.09 | トン |
| (3) 焼却残渣 | 74.25 | トン |

2 残余容量調査（最新の測定値）

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 測定を行った年月 | 令和3年2月25日 |
| (2) その結果 | 138.050.3 立方メートル |

3 定期的に点検するもの

規定項目	擁壁等	遮水工	調整池 (調整槽)	浸出液処理設備の 機能の状態	導水管又は 配管
点検日	月～金の出勤日	遮水シート電気検知 点検日 2020.7.21 また、地下水質のモニ タリングで、遮水工の 点検としています。	調整槽内清掃時に總 点検を実施 2021/1/19.20	月～金の出勤日	月～金の出勤日
異常の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
必要な措置 を講じた年 月日とその 内容					

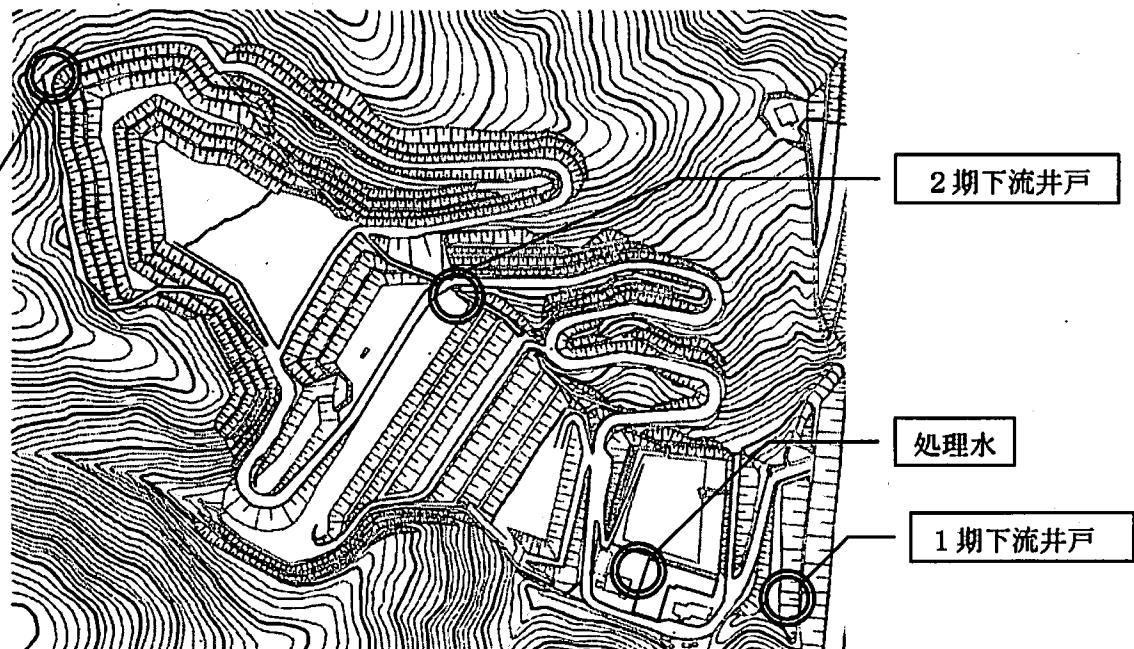
4 処理水及び地下水の水質並びに水質悪化を受けての措置

規定項目	処理水	1期下流井戸	2期下流井戸	2期上流井戸
採取場所	下記 地点図による	下記 地点図による	下記 地点図による	下記 地点図による
採取日	別紙を 参照してください。	別紙を 参照してください。	別紙を 参照してください。	別紙を 参照してください。
結果の得られた日				
水質検査結果				
異常の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>			
必要な措置を講じた年月日とその内容				

5 ダイオキシン類の測定及び水質悪化を受けての措置（最新の測定値）

規定項目	処理水	1期下流井戸	2期下流井戸	2期上流井戸
採取場所	下記 地点図による	下記 地点図による	下記 地点図による	下記 地点図による
採取日	令和2年6月17日	令和2年6月17日	令和2年6月17日	令和2年6月17日
結果の得られた日	令和2年7月9日	令和2年7月9日	令和2年7月9日	令和2年7月9日
水質検査結果	0	0.16	0.85	0.091
基準値	10	1	1	1
(結果単位)	pg-TEQ/L	pg-TEQ/L	pg-TEQ/L	pg-TEQ/L
異常の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>			
必要な措置を講じた年月日とその内容				

6 地点図



<別紙>

測定分析結果報告書

(1) 処分場名	倉敷市東部最終処分場					
(2) 採取の年月日	令和3年4月8日					
(3) 結果の得られた年月日	処理水: 令和3年4月15日		地下水: 令和3年4月15日			
(4) 水質検査の結果 (一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号)で測定を義務付けられているものに限る。)						
項目	採取場所・基準	処理水	基準	2期上流井戸	2期下流井戸	1期下流井戸
塩化物イオン	mg/L		-	7	5	31
電気伝導率	mS/m		-	6.3	12	20
水素イオン濃度	----	6.6	5.8~8.6			
生物化学的酸素要求量	mg/L	<0.5	60以下			
化学的酸素要求量	mg/L	1.1	-			
浮遊物質量	mg/L	<1	60以下			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	<0.5	結油5以下、動植物油30以下			
フェノール類含有量	mg/L	-	5以下			
銅含有量	mg/L	-	3以下			
亜鉛含有量	mg/L	-	2以下			
溶解性鉄含有量	mg/L	-	10以下			
溶解性マンガン含有量	mg/L	-	10以下			
クロム含有量	mg/L	-	2以下			
大腸菌群数	個/cm3	0	3000以下			
窒素含有量	mg/L	17	最大120以下、平均60以下			
燐含有量	mg/L	0.016	最大16以下、平均8以下			
カドミウム及びその化合物	mg/L	-	0.03以下	-	-	-
シアノ化合物	mg/L	-	1以下	-	-	-
有機燐化合物	mg/L	-	1以下			
鉛及びその化合物	mg/L	-	0.1以下	-	-	-
6価クロム化合物	mg/L	-	0.5以下	-	-	-
砒素及びその化合物	mg/L	-	0.1以下	-	-	-
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	-	0.005以下	-	-	-
アルキル水銀化合物	mg/L	-	検出されないこと	-	-	-
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	-	0.003以下	-	-	-
トリクロロエチレン	mg/L	-	0.1以下	-	-	-
テトラクロロエチレン	mg/L	-	0.1以下	-	-	-
ジクロロメタン	mg/L	-	0.2以下	-	-	-
四塩化炭素	mg/L	-	0.02以下	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	mg/L	-	0.04以下	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	-	1以下	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	-	0.4以下			
1,2-ジクロロエチレン	mg/L			-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	-	3以下	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	-	0.06以下	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	-	0.02以下	-	-	-
チウラム	mg/L	-	0.06以下	-	-	-
シマジン	mg/L	-	0.03以下	-	-	-
チオベンカルブ	mg/L	-	0.2以下	-	-	-
ベンゼン	mg/L	-	0.1以下	-	-	-
セレン	mg/L	-	0.1以下	-	-	-
1,4-ジオキサン	mg/L	-	0.5以下	-	-	-
クロロエチレン	mg/L			-	-	-
ほう素及びその化合物	mg/L	-	50以下			
ふつ素及びその化合物	mg/L	-	15以下			
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	-	200以下			